大阪公立大学発ベンチャー企業取扱規程

令和６年10月29日
規程第223号

（目的）

第１条　この規程は、大阪公立大学（以下「本学」という。）より発するベンチャー企業（以下「本学発ベンチャー企業」という。）について、本学の取扱いを定めることにより、その創出を促進し、産学官民共創の推進を図ることを目的とする。

（定義要件）

第２条 本学発ベンチャー企業とは、次の各号のいずれかの要件を満たした企業（個人事業所を含む。）をいう。

(1) 【特許による技術移転型】大学で承継した特許をもとに起業する場合

(2) 【特許以外による技術移転型、研究成果活用型】本学で達成された研究成果又は習得した技術等に基づいて起業する場合

(3) 【人材移転型】本学の教職員、学生等がベンチャー企業の設立者となる、又はその設立に深く関与した起業の場合（ただし、教職員の退職や学生の卒業後１年以上経過した者の場合は、原則として対象外とする。）

(4) 【その他関係型】前各号に掲げるもののほか、本学が支援をした起業の場合

（認定及び称号の付与）

第３条　学長は、次項に規定する企業の代表者からの申請に基づき、本学発ベンチャー企業の認定及び称号を付与することができる。

２　認定及び称号付与を求める企業の代表者は、様式第１号により学長に提出するものとする。

３　学長は、前項の申請があったときは、前条に規定する要件をもとにスタートアップ創出・支援センターの議を経て、認定及び称号付与の可否を決定する。なお、本学発ベンチャー称号の付与においては、必要に応じて企業の代表者へヒアリングを実施するものとする。

４　学長は、前項の決定をした時は、様式第２号により申請者にその審査結果を通知するものとする。

（申請の条件）

第４条 前条第２項に掲げる申請は、次の各号のすべてを満たす場合に行うことができる。

(1) 第２条に掲げるいずれかの要件に該当していること。

(2) 事業内容等が公序良俗に反しないこと。

(3) 公立大学法人大阪に対する名誉棄損、誹謗中傷、業務妨害等のおそれがないこと。

(4) 教職員が起業したものにあっては、公立大学法人大阪教職員兼業規程、大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校教職員等の利益相反マネジメント規程、その他公立大学法人大阪における関係規則等に定める所要の手続き、許可等が適正になされていること。

（申請内容の変更）

第５条 本学発ベンチャー企業の代表者（以下「代表者」という。）は、第３条に規定する称号付与後、申請内容に変更が生じたときは、速やかに学長に書面にて届け出るものとする。

（称号使用の制限）

第６条　本学発ベンチャー企業は、自社の製品、サービス等の内容及び品質を保証するために、称号を使用してはならない。

（免責）

第７条　本学は、ベンチャー企業の称号付与により、ベンチャーの製品、サービス等の内容及び品質並びにベンチャー企業の経営状況を保証するものではなく、ベンチャー企業が負う法的責任について、本学は何ら責任を負うものではない。

２　称号付与又は取消しにより、ベンチャー企業又は第三者に損害が生じた場合であっても、本学は、当該損害を賠償する義務を負わない。

（便宜措置）

第８条　本学は、代表者からの希望があった場合、その便宜を図るため、必要に応じて次の措置を行うことができるものとする。

(1) 本学の管理するインキュベータ等施設に入居している場合、入居期間中のみ、登記面住所を該当施設内とすること。

(2) 本学主催のイベント、ホームページ等により本学発ベンチャーの事業内容に関する紹介を行うこと。

(3) 知的財産権のライセンス等の対価の全部又は一部を新株予約権とすること。

(4) その他、学長が必要と認めること。

２　前項第３号について、第２条第１号による認定かつ本学が保有する知的財産権又は研究成果等について実施許諾を受けているものに限る。その他必要なことは別に定める。

３　代表者は、第１項の措置を希望する場合は、様式第３号により申請書を学長に提出するものとする。

４　学長は、前項の申請があった場合は、必要に応じて措置を行うものとし、様式第４号により申請者にその旨を通知するものとする。

（現状報告）

第９条　代表者は、毎年９月末までに様式第５号により、当該企業の活動に関する事業報告を学長に提出するものとする。

２　本学発ベンチャー企業が次の各号に掲げる事由に該当する場合には、代表者又は清算人は、速やかにその旨を学長に報告しなければならない。

(1) 会社法（平成17年法律第86号）に定める解散

(2) 破産法（平成16年法律第75号）に定める破産手続開始の決定を受けたとき。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に定める更生手続開始の決定を受けたとき。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に定める更生手続開始の決定を受けたとき。

(5) 不正競争防止法（平成５年法律第47号）に定める不正競争を行い、裁判によって同法第21条又は第22条に定める行為により有罪が確定した場合

(6) その他法令違反による処分が確定した場合

（称号の返還）

第10条　称号使用の終了を希望する代表者は、様式第６号により、事前に学長に申請をしなければならない。

２　学長は、前項の申請があったときは、称号使用の終了を許可することができる。

（認定及び称号付与の取消し）

第11条　学長は、本学発ベンチャー企業が次の各号のいずれかの基準（以下「認定取消基準」という。）に該当するときは、認定の取消しを行うことができるものとし、様式第７号により、代表者にその旨を通知するものとする。

(1) 本学発ベンチャー企業としての企業活動の実態がなくなったとき。

(2) 社会的信用を失墜する行為があったと認められるとき。

(3) 第９条第１項に規定する事業報告を拒否したとき又は第９条第２項の報告があったとき。
(4) その他の理由により、ベンチャー企業としての称号付与を維持することが適当でないとき。

（意見聴取）

第12 条　前条第２号又は第４号に規定する称号付与の取消しを行おうとする場合は、その企業（以下「称号付与取消対象企業等」という。）に対して、スタートアップ創出・支援センターを通じて意見聴取のための手続きを取り、学長が決定するものとする。

２　学長は、意見聴取を行うにあたっては、意見聴取を行うべき期日までに相当の期間をおいて、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

(1) 認定取消しの根拠となるこの規程の認定取消基準の該当条項
(2) 認定取消しの原因となる事実
(3) 意見聴取の期日及び場所
(4) 意見聴取に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

３　前項の書面においては、次に掲げる事項を教示するものとする。

(1) 意見聴取の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は意見聴取の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。
(2) 意見聴取が終結するまでの間、当該認定取消しの原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

４　学長は、称号付与取消対象企業の所在が判明しない場合においては、第２項の規定による通知を、その企業の名称、同項第３号及び第４号に掲げる事項並びに学長が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその企業に交付する旨を本学の掲示場に掲示することによって行うことができるものとする。この場合においては、掲示を始めた日から２週間を経過したときに、当該通知がその企業に到達したものとみなすものとする。

５　学長は、称号付与取消対象企業が正当な理由なく意見聴取の期日に出頭せず、かつ、第３項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合には、改めて意見を述べ、及び、証拠書類等を提出する機会を与えることなく、意見聴取を終結することができるものとする。

（事務）

第 13 条 本学発ベンチャー企業に係る事務は、スタートアップ創出・支援センターにおいて行う。

（雑則）

第 14 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

１ この規程は、令和６年11月１日から施行する。

２　この規程の施行の際、現に大阪府立大学発ベンチャー企業、大阪市立大学発ベンチャー企業又は大阪公立大学発ベンチャー企業として取り扱われているもののうち、令和６年10月31日までに所定の手続きを行ったものは、この規程に基づき認定されたものとみなし、この規程を適用する。